

平成22年度 事業評価書（事前）

子宮頸がん予防対策強化事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室（鈴木健彦室長）〔主担当〕

1. 施策体系上の位置づけ

評価対象事業は下図の網掛け部分に位置付けられる。

【政策体系（図）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること													
施策大目標 分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	利用者視点に立った医療サービスの促進	政策医療（がん、脳卒中、心臓病等）の推進	感染症、難病対策	医薬品・医療機器の適切な利用の推進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	開発促進	新医薬品・医療機器の	医療保険制度	健康づくりの推進

施策中目標	
2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

施策小目標	
1	健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること
2	健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること
3	健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること
4	健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること
5	がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

2. 関連施策の経緯と現状 ー問題点と解決の方向性

がんは我が国において死因の第1位であり、日本人の3人に1人ががんで死亡している状況である。また、日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになると推計されている。

子宮頸がんについては、年間2,486人の者が死亡しているとともに、年間8,474人もの罹患者（発症者）が発生しており、近年、低年齢化してきている。

今般、我が国で販売され使用可能な子宮頸がん予防ワクチンが薬事承認され、平成21年12月22日に販売された。このワクチンは、完全に子宮頸がんを予防できるものではないが、がん検診を併せて受けることにより、子宮頸がんの死亡リスクを大幅に軽減することが期待できる。また、一方で、現在予防接種法の見直しを行っているところであり、子宮頸がん予防ワクチンについても、他のワクチンとともに定期接種化の検討対象となっているところである。

（関連指標の動き）

		H17	H18	H19	H20	H21
1	子宮頸がんによる死亡者数	2,465人	2,481人	2,441人	2,486人	—
（調査名・資料出所、備考等） 人口動態統計（厚生労働省大臣官房統計情報部）						

3. 事業の内容

（1）実施主体

市町村

（2）概要

がん対策として、子宮頸がん予防ワクチンとがん検診をセットで実施することにより、子宮頸がん対策の更なる効果が期待されるとともに、現在、自治体において様々な実施方法で行われていることから、ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報（副反応等）を収集・分析し、標準化を図る必要があるため、市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種事業に対し、必要な費用の一部を新たに助成するものである。

（3）目的

ワクチン接種の公費助成などを検討するため、子宮頸がんの原因になる発がん性HPV（ヒトパピローマウイルス）の予防ワクチンについて、現在、様々な実施方法で行われている地方自

治体のワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、効果的、効率的な方法を検討することを目的として補助を行い、将来の予防接種法の議論(公費助成等)に資する。

(4) 予算

会計区分：一般会計

平成23年度概算要求・要望額「元気な日本復活特別枠」で要望：14,960百万円

子宮頸がん予防対策強化事業全体に係る予算の推移：

H19	H20	H21	H22	H23
—	—	—	—	

4. 評価（必要性、有効性、効率性）

（1）必要性の評価

①行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業の一部を国が補助することにより、**ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの**情報を国が一元的に収集・分析することができる。

また、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が期待できることから、女性の健康の保持増進という一定の公益性が期待できる。

②国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有

がん対策基本法では、がん対策に関し、国及び地方公共団体のそれぞれの責務を明らかにしている。

本事業を国が行うことにより、**市町村の財政負担を緩和するとともに、全国の市町村が**子宮頸がん予防ワクチン接種事業を行う契機となることから、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組が可能となる。

③民営化・外部委託の可否：否

本事業は、**市町村**が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に係る経費の一部を、国庫補助を通じて側面から支援するものであり、**国が民営化・外部委託して実施する事業としてはなじまず、事業の目的達成が困難となる。**

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

特になし

2) 地方自治体に類似の取組はないか

一部の地方自治体において、子宮頸がん予防ワクチンの接種費用に対する助成を行っているが、**ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの情報を収集・分析し、今後の予防接種のあり方の議論へ反映することを目的として事業を行っているところはない。**

3) 他省庁に類似の取組はないか

特になし

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

子宮頸がん予防ワクチンについて、現在、様々な実施方法で行われている**ワクチン接種の対象年齢、教育のあり方などの**情報を収集・分析し、効果的、効率的な方法を検討することを目的として補助を行い、将来の予防接種法の議論(公費助成等)へと結びつけ、ひいては、子宮頸がんによる死亡者数の減少に向けた全国的な取組に資する。

(検証)

本事業による子宮頸がん予防ワクチン接種者数の増加により、長期的には、子宮頸がんによる死亡者数の減少が**期待される**ところ。

(3) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、**市町村**が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、効率的で適正な手段である。

■費用と効果の関係に関する評価

本事業は、**市町村**が行う子宮頸がん予防ワクチン接種事業に対し、国庫補助を通じてこれを側面から支援するものであり、費用面においても効率的である。

また、本事業の推進の結果、子宮頸がん予防ワクチンの**接種者**が増加し、子宮頸がんに起因する**死亡者が減少すること**など、一定の効果が期待される**ところ**。

(4) その他(公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載)

特になし

5. 評価の反映

評価結果を踏まえ、平成23年度予算概算要求において所要の予算を**特別枠にて要望**する。

6. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。また、下記に示す達成時期を待たず、必要があればその都度改善を講ずるものとする。

○アウトカム指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
子宮頸がん予防ワクチン接種事業実施市区町村数	子宮頸がんによる死亡者数の減少（死亡率の20%減／平成43年度）全ての市区町村における本事業の実施（1,750市区町村／平成22年度末）	より多くの市区町村に対して補助することにより、より多くの接種に関する情報（副反応等）を国が一元的に収集・分析することができる。
（調査名・資料出所、備考等） 健康局総務課がん対策推進室調べ		

(評価計画)

本事業の効果を測定するために、本事業を実施した地域において、上記の指標を20年間にわたり測定し、平成43年度において、本事業の対象者における死亡率減少効果を検証することとする。

7. 参考

特になし